

「物書次第」について 付・翻刻

大石, 有克
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/10345>

出版情報：文献探究. 38, pp.45-59, 2000-03-31. 文献探究の会
バージョン：
権利関係：



「物書次第」について 付・翻刻

大石 有克

○糲。薄茶無紋表紙。表紙左上に「作文大牋」と貼り題簽。料紙は楮紙。墨付計六十一丁。前後に一丁ずつ遊紙有り。卷末に「尚舍源忠房文庫」の印記有り。奥書は三十一丁裏に

本云

此鈔記菅江兩流之家說非其家者輒勿
及披露云々然懇望重疊依難非固辭
以隱密之儀蒙許容之聊尔不可及披
見隱納秘府不可出門外穴賢々々

とあり、また五十一丁に

嘉承三年初秋七夕閑居暇染筆抄出之是少僧
都（某是時）學問之道頗有骨法仍為知文章所書出
也雜句之牋其數甚多然而僧侶所用大略不
可過斯數有愧外見無及披露努々唯願以狂言
綺語之業長為滅非生善之計耳

中御門内大臣宗忠公御作云々 最可秘藏者也

右大臣從一位 保延七年

八十
勞社本

文祿貳癸巳曆仲秋廿二日

『作文大体』は中御門宗忠がその子覺晴の為に、作文作法を記したものと云われるが、その伝本は頗る多く、またそのそれぞれにも異同が甚だ多い。それは流布の過程において多くの増補、改訂がなされた為であり、同じ『作文大体』と云う書名を冠していても、それぞれの伝本では実際の内容が多く異なっているのである。しかし、それらの伝本を簡便に見ることは難しい状況にある。

そこで、ここでは松平文庫に蔵される『作文大体』の付録に当たる「物書次第」を翻刻紹介することにする。詳細な内容等については以下述べる。

二

まずは松平文庫本『作文大体』の書誌を記す。

函架番号一四六一。袋綴。写本一冊。縦二七・七糲、横二〇・

〈括弧内双行〉

とある。

この本の系統は小沢正夫氏に依れば京都本に属するものとされる^{註1}。また同系の諸本として京都府立図書館本、彰考館本を挙げられる。その構成等を氏の記述に依って、以下概略する。

序

十則（按題―俗説）

六義

字対体

文章対

賦体

詩本体

雑体詩

詩雑例

雑筆大体

雑序賦願文等有二病

返読字

同訓両音字

訓改音換字

平他同訓字

雑序体

句体事

（奥書）

諷誦願文表白筆体

文章対句抄

作文句体

捻二五言詩、捻二七言詩、八病、七対

（奥書）

物書次第

十二月総名、十二月別名

拾二門図

印融御入滅詩歌

ここから、大別して三部より構成されていることが看取されよう。まず第一部は「序」から「句体事（奥書）」まで、第二部が「諷誦願文表白筆体」から「捻二五言詩、捻二七言詩、八病、七対（奥書）」まで、第三部が「物書次第」から「印融御入滅詩歌」まで、となる。第一部に当たる箇所は群書類従本の内容とほぼ同じく、第二部は叡山文庫本も近似の箇所があり^{註2}、ここに翻刻する第三部は部分的に関連のあるものも他諸本にも見られるが、かような配列で纏められているものは京都本系統以外に見られない。

三

それでは「物書次第」以下の項目について、その構成とその内容とを詳細に見ることにしたい。

まず、「物書次第」の項目題下には「印融作少々」とあるが、印融がこの「物書次第」に如何なる関与をしたか具体的には明らかに出来ない。印融との関わりは内容的には殆ど見られないと云ってよからう。このことについては後述の通りである。

次には諷誦文、折紙、申状についての句格法、声調についての記述があり、また、その実例として紀長谷雄「仁和寺圓堂供養願文」が挙げられている。この諷誦文、折紙、申状の各文体は「雑筆」のものとして分類している。「雑筆」とは『文筆問答鈔』（印融、室町後期成立）に依ると、

問。文筆名目如何。答。文者作文、筆者雑筆也。

（引用は尊経閣文庫本、句読点、返点等は稿者に依る。以下同じ。）

とあり、「文」に対応する「筆」に当たるものを云うとある。また同書における「雑筆」の分類を見ると、

問。其雑筆大体如何。答。表白、諷誦、願文、序、賦、表、序、奏状、勅答等、雑筆之体也。

とあり、それに属する文体を規定している。ここには挙げられていない折紙、申状とは前者は公式の文書及び進物の目録や鑑定書の類を云い、後者は下位の者が上位の者へ差し出す上申書のことを云う。これらについては『雑筆要集』（『統群書類従』本に依る）に次に挙げる如く、その書式が示されている。まず折紙については、

折紙書様第三十三

姓ム言上

爲ム訴申無道子細事

件子細極矯飾也、且被尋於在地、更無其隱歟、所詮猶及御不

審、速被召對兩方、不如被決是非、以言上耳、

とある。同書に申状の書式としては示されていないが、文書様式はそれと同様である陳状についての記載はある。それを挙げると、

陳状様第三十四

源爲光謹陳申

辨申紀吉安構謀訴申人賣子細事

右去何日吉安解状、今日到來、就被載状、謹考案内、件人賣事諸虚誕也、被召對問、無其隱歟、依任實正、陳申状如件、以陳、

年號ム月ム日

源爲光*

とある。これらから見ると、両者とも公式文書であるという点については差異がない。「物書次第」では諷誦文、折紙、申状は共に「雑筆」の範疇に属し、またこれらが「通用」であると述べているから、これは法会で用いられる諷誦文も公の文書として用いられる折紙、申状もその則るべき作法は変わらないとの謂であろう。そこで触れられているのが「雑筆」の「十三句大様」であるが、これは発句、壮句、緊句、長句、傍句、漫句、送句と隔句の六種類（輕、重、疎、密、平、雜）とを指すものと思われる。このことは「物書次第」の中の「作文章略頌」にも近似の内容を持つものがあり、また、『文筆問答鈔』には次のように纏められている。

問。次雑筆句体如何。答。於此大有八句。所謂發句（一字三字二字四字）壯句（三字）緊句（四字）長句（五字乃至九字）隔句（十字已上）傍句漫句送句也。又於隔句有六句。輕隔句重隔句疎隔句密隔句平隔句雜隔句也。

（括弧内双行）

これから見ると「十三句大様」とは上記の十三種の句体について云うものであることは明らかであろう。因みにこの中で傍句が句として扱われているが、観智院本『作文大体』などでは「傍字」とされている。これが傍句とされるのは、管見の及ぶ限りでは群書類従

本『作文大体』が最も早いものであると思われる。然らば、この「物書次第」も群書類従本『作文大体』や『文筆問答鈔』の成立時期よりも後に成り立ったものと考えられる。

またこれらの雑筆の声調については極めて簡略に記されている。

ここでは調声が必要な場合、不要な場合があり、「任心有書事」ともしているが、如何なる説に依ったものか不明である。『文筆問答鈔』の記述によると調声が必要なものの壮句、緊句、長句、隔句（輕重、疎、密、平、雜）、不要なものは発句、傍句、漫句、送句とされている。

次に紀長谷雄「仁和寺圓堂供養願文」が挙げられるが、これは『本朝文粹』などの詞華集には不載のもので、観智院本を始めとする『作文大体』の諸本に作例として収められている。しかし、理由は詳らかにし得ないが群書類従本のそれには載らない。「物書次第」が群書類従本と同系の京都本系統にのみ挙げられていることを考えれば、群書類従本を基幹部分とする伝本の付録として成立したことを裏付けるものと思われる。因みに「仁和寺圓堂供養願文」の本文は観智院本『作文大体』では「飯命稽首」までであり、「物書次第」の本文は「書物可知言」以降「言葉何殘」まで何らかの別の文章が混入していることが看取されるが、それが何であるかは未詳である。

次には「山寺」と云う語彙の言い換えのことが記され、諷誦文の定義、諷誦文に用いられる常套句及びその説明、諷誦文の定型について説く内容が続く。語彙の言い換えに関する事柄は次の願文の説明の箇所にも多く列挙されている。何らか複数の辞書が存在があったことが類推されるがそれぞれの直接の原拠については未詳とせざるを得ない。

『擲金抄』の事項と重なる部分もあるが、それを直接に引用したものではなく、それを引用する中間的な辞書類に依ったものかと思われる。

それでは諷誦文に関する事柄を次に考えることにしたい。まず、諷誦文の定義を

諷誦ハ佛布施裏物ヲ^{（傳カ）}道師請レ取状也。

とし、布施物を喜捨する趣旨を記すものであるとしている。このような説は『王澤不渴鈔』と同名の同書の註釈（以下区別するために『王澤鈔注』と称する）にも「諷誦布施物三宝供文也」とあり、通行していた説であつたと思われる。

次に、諷誦文において必ず載せるべき文言の作例として

叩ニ^テ鳧鐘ノ一聲ヲ驚ニ鵝王ノ諸尊ヲ。

打ニ^{シテ}鳴泗濱ノ驚ニ^ニトモ三宝ノ諸尊ヲ。

叩ニ^テ九乳ノ金磬ヲ驚ニ^ニトモ十方佛陀ヲ。

扣ニ^テ九乳ノ金磬ヲ驚ニ^ニトモ十方諸尊ヲ。

と五字の長句を四種載せている。このような例は『王澤不渴鈔』にも「諷誦常句」として、

當ニ四十九日ノ叩ニ鐘一兩聲ヲ。

叩ニ松鐘之逸韻ヲ。飭ニ蓮座之覺位ヲ。

鳴ニ鳧鐘之響ヲ。驚ニ鵝王之尊ヲ。

對ニ鵝王無上之尊ヲ為レ達ニ早懷ヲ。鳴ニ鳧氏三下之鐘ヲ有レ驚ニ高聽ニと五字長句、七字長句、十一字長句の例が挙げられる。このように諷誦文の常套句に打鐘などに関する言辞を含ませるのは、法会の儀式の基づくことであると夙に後藤昭雄氏が指摘せられている^{註3}。この「物書次第」の例では打鐘ではなく打磬に関する事柄が挙げられ

ているが、これも法会の進行に基づいて表現された例であると云えよう^{註4}。

そしてまた「物書次第」では諷誦文の常套句に関する語彙の成り立ちに関する逸話を以下のように挙げている。「鳧鐘」については、

鳧鐘^トハ、磬ノ裏^ハ面^ニアレ^ニ云^フレ^ニ鳧鳥^ヲ鑄^リ付^ケレ^バ云^フレ^ニ鳧鐘^ト也。又ハ、霜鐘^トモ也。

𦵏^{サヘ}行^{マデ}間^{マデ}声^ニ苦^ク澄^ス渡^スレ^バ云^フレ^ニ霜鐘^ト也。

とあり、磬の裏に鳧の型が鑄付けられているために磬を「鳧鐘」と云い、また「霜鐘」と云うことを説いているが、この原拠は不明である。通常、「鳧鐘」は『周礼』冬官考工記の「鳧氏為鐘。兩樂謂之銑。」の故事に依る語彙で磬ではなく鐘を指す。『王澤鈔注』においても

○鳧鐘^トハ、々ノ事也。周礼曰^フ鳧氏^ヲ作^リ鐘^ヲ也。鳧氏鐘^ヲ作^リ初^メ也。

とあり、鐘を指すものとして解されている。また、澄み渡る磬の音から、それを「霜鐘」と云うとの説がなされているが、何を原拠にしているかは不明である。用例としては『性霊集』卷七「僧寿勢為先師入忌日料物願文」に「伏惟我先師大徳几前。惟珠分色霜鐘傳聲。」などがある。参考のために後世の資料ではあるが『性霊集便蒙』の註のこの該当箇所を挙げると、

山海經曰。豐山有鐘九耳。是知霜鳴。註曰。霜降則自鳴。

金氣應也。禮記曰。善待問者如撞鐘。今言待問而答如

鐘響也。

とあるが、これも磬ではなく鐘を指すものである。

次に「泗濱石」については、

大國^ニ云^フレ^ニ吳山^ト山^{ヨリ}泗濱石^ト云^フレ^ニ石^ヲ取^リ出^シテ^ハ打^ツレ^バ之^ヲ。其響^キ苦^ク哀^ニ諸
天^ニ垂^テ納^メ受^メ影^ヲ向^シ玉^ツ。然^レハ磬^ノ名^ヲ云^フレ^ニハ、泗濱^一磬^ト也。

とあり、吳山から「泗濱石」と云う磬の原料が産出し、その良い響きに諸天も感心したことに依り、磬をそのように呼称するとの言説である。さりながら、この事柄に関しても原拠は不明である。これも『書経』禹貢の

泗濱浮磬。淮夷蠙珠暨魚。〔孔伝〕泗水涯水中見石。可^レ以^テ為^ス磬。蠙珠珠名。淮夷二水出^ニ蠙珠及美魚^ヲ。

を故事として踏まえた語彙であると解するのが一般であろう。

「九乳」の語彙に関しても次のように、

國^ニ昔^ニ犬^ノ生^{キタル}時^ニ聞^ク佛法^ヲ聲^ニ成^ル金^ノ磬^ニ。犬ノ主ノ聖人夢^ニ告^ステ云^フレ^ニ願^ハ上人^ニ此磬^ヲ我身^ニ成^ル也。懸^テ佛前^ニ打^ツ給^ハ我罪滅^シ遂^ニ可^レ成^ル佛道^ニ云^フ云^フ。然則如^ク夢^ニ告^ス懸^テ佛前^ニ打^ツレ^バ之^ヲ也。此犬ノ乳九^ツ有^リ故此磬^ニ有^リ乳^ノ姿^ヲ九^ツ也。

と、犬が仏法の声を聞き、金磬になることに依つて滅罪し成仏したために、磬には犬の乳の姿が九つあるとの逸話を載せるが、これも原拠は不明である。一般の「九乳」の解釈は磬ではなく鐘を指すものであると思われる。『初学記』卷十六「鐘」（叙事）には

樂叶圖徵曰。鐘有九乳。

とあり、また同書同項（事対）には

樂叶圖徵曰。君子鑠金為鐘。四時九乳。是以撞鐘以知^レ君。

鐘調君道得。宋均注曰。九乳。法九州也。

とあり、「九乳」は鐘を指す語彙として解されている。ここに挙げた語彙の成り立ちに関する逸話は一般の解釈と相違するところが多分にあるが、「物書次第」成立時期の語彙解釈の一端として重要であると思われる。

以上の如き諷誦文に関する事柄を概説した後で、諷誦文の作例を

示している。そこには次のように、

諷誦^{ニハ}

敬白 諷誦事

三寶衆僧御布施一裹

(中略)

仍諷誦祈^レ請如^レ件。敬白年月日佛子某敬白。

と挙げられている。本来は「諷誦事」は「請諷誦事」と「請」字があるべきであろうが、ここには示されていない。『王澤不渴鈔』には諷誦文の作例を「普通多分体」として、次のように挙げる。

敬白

請諷誦事

三寶衆僧御布施一裹

右奉為過去聖靈出離生死頓證菩提乃至法界平等利益諷誦所請如件敬白

年月日 姓名

この『王澤不渴鈔』に載る作例はその成立後、『烏亡問答鈔』『文筆問答鈔』などにも引用があり、当時の一般の理解と把握されてよからう。然らば「物書次第」の記述も小異はあるが、ほぼ同様であり、通行していた説を敷衍したものであると思われる。

次には願文についての説明が作例を示しながら、解説されており、ここにも語彙の言い換えについて言及があるが、これは先述の通りである。その後には「神御前願書」と神祇に対する祈願文の形式を述べるものがある。ここでも次のように

夫以^レ此下^{ニハ}任^{ニテ}書度様^ニ不^レ知^レ声人不^レ去^レ声^ヲ任可^レ書^レ之。

と、願文の「夫以」以下の本文部分には調声不要との説が挙げられ

ている。先述した雑筆には調声に関する説でも、その不要であることが説かれているから、それと呼応するものであろうが、如何なる原拠があるかは不明である。

「神御前願書」とは神祇に対する願文と解されようが、この作例の説明に関しては他書に類例を見ない。また「物書次第」に挙げられる例については、立願を趣旨とするものである。殊に神祇に対する願文の用例は社殿の建立、参詣の際に書かれたものが多く残るが、立願の趣旨を含む大江周房「石清水八幡宮願文」(『本朝文集』六十五)などもある。しかし、『王澤鈔注』に載る「祝詞」についての記述に見える例が「物書次第」の例に近いかとも思われる。参考のために次に挙げる。

維當來歲次元龜四年撰吉日定嘉辰。奉法樂賽當社。掛
忝八幡大菩薩宝前。至自信。抽丹懇。謹敬言。夫化^レ物濟^レ
機佛陀慈悲。施^レ惠與^レ嚴神祇利益也。然間。再興時臻。新建^レ
叢祠^ニ矣。紹隆觸^レ析。正崇^ニ藍谷^ニ。抑當社者。朝家无比崇壇。
垂^ニ跡^ニ萬山^ニ。日域无双靈神。和^ニ光四海^ニ。爰以。岩清水之流澄
々三熱易^レ除。男子山之月了々五濁能照。護王法^ニ護佛法^ニ。
三社靈用堆^ニ於五須弥^ニ也。爲^ニ国土^ニ爲^ニ人民^ニ。八幡應瑞剛似^ニ。
二鉄圍^ニ。依^レ之。一運歩族叟勝万里外子葉孫枝含^ニ松柏色^ニ。二
捧幣輩廻^ニ謀逸^ニ惟内^ニ文海武山兼^ニ石湖德^ニ。然則。不^レ享^ニ非礼^ニ。
者神也。伸^ニ鳩^ニ鳩^ニ宿^ニ正直林^ニ。不^レ与^ニ不善^ニ祇也。振^ニ麋^ニ麋^ニ。
遊^ニ无邪苑^ニ。重乞。社頭不朽万氏衛護郷内弥豊諸人快樂。再拜
々々敬白。元龜四年今日諸衆等敬白。

〈句点は稿者に依る。注記は省略した。〉
またこの後には「物書次第指南抄少々」として声調に関する記述

があり、小沢氏は項目としては挙げられてはいないが、項目としての「物書次第」とは別の項目として取り扱う方が妥当であろう。

ここには平声、他声（上去入）について記述があり、諷誦文、願文には「平他他平」と調声すべきであるとの説が挙げられているが、先述の雑筆の各文体には調声不要との説と矛盾を来している。これは「物書次第」が多くの書から抄出して形成されたことを窺わせるものである。またこの「平他他平」と調声するとは隔句四句における句末字の声調を整えることを指しているよう。稿者において図示すれば以下の通りである。

□□□□^(平) □□□□^(他)
□□□□^(平) □□□□^(他)

「物書次第」では「平他他平」のみが挙げられているが、『文筆問答鈔』「平他々平事」に「於隔句四句平他々平、他平々他調声常法也」と見えることから、本来は「他平平他」にも言及があつたとも思われる。

この後の「十二月総名」には所謂、四季の異名が挙げられており、「十二月別名」には月の異名が閏月も含めて記されている。この項目の特徴は他の類書に比して、その異名の挙げられる数が膨大であることである。『拾芥抄』などにも載るが一例ずつが挙げられるのみであり、成實堂文庫本、高野山甲本の『作文大体』にも同趣旨の内容を含むが系統が異なるものと思われる。この「物書次第」の例も直接に何に依ったかは不明であるが、近似の内容を持つものとして『璫囊鈔』がある。以下参考のために該当する項目を挙げる。以下の引用の傍線を付したものは「物書次第」においても同じものが挙げられていることを指す。

十二月ノ異名ハ何ニ

正月	大族	孟春	初春	新春	上春	端月	初陽	端春
二月	建寅	肇年	交鐘	仲春	仲陽			
三月	沽洗	季春	暮春	暮陽	花月			
四月	仲呂	孟夏	初夏	首夏	維夏			
五月	蕤賓	仲夏	越夏					
六月	林鐘	季夏	晩夏	極暑				
七月	夷則	孟秋	上秋	初秋	初商	新秋	肇秋	
八月	南呂	仲秋	仲商	窮秋	杪秋	杪商	季商	季白
九月	無射	季秋	暮秋					
十月	應鐘	孟冬	初冬	陽月	玄英	上冬		
十一月	黃鐘	仲冬	子月					
十二月	大呂	季冬	暮冬	晩冬	杪冬	窮冬	黃冬	極月
臘月								

(卷第六 二十三)

四季異名何

四季共ニ。各三月ノ中ニ。別シテ主月アレ共。惣テ一季ノ下ニ書ク。准上可知之

春

早春	上春	孟春	新春	初春	獻春	開春	陽春	王春	芳
春花	三春	首歲							
獻歲	上陽	孟陽	載陽	艷陽	青陽	韶陽	三陽	上月	端
月花	月	青帝	青律						

芳辰 韶節 韶光 孟陬 和暖 淑景
夏

初夏 孟夏 首夏 炎夏 朱夏 九夏 朱明 朱律 丹律 炎
暑 炎景 炎節 炎天 景天 長贏

秋

初秋 孟秋 新秋 三秋 肇秋 清秋 涼秋 杪秋 早秋 涼
天 旻天 白藏 三商
九商 素秋 金秋 殘暑 季秋 素商 仲商 素律 金律 仲
律 仲月 晚月 殘熱

餘熱

冬

早冬 初冬 孟冬 三冬 九冬 仲冬 季冬 窮冬 杪冬 暮
冬 嚴冬 玄冬 寒冬
嚴凝 玄陰 陰律 陰英 陰天 陰冀 陰曆^{と曆反} 週年

(卷第六 二十四)

この後に続く「作文章略頌」は散文の句格の定型について口誦の便を図るための略頌である。これは小沢氏が指摘される通り^{註9}、高野山甲本『作文大体』にも同内容のものがある。かような略頌は散文に関するものに限らず、詩文に関するものでも作成された。次に『王澤不渴鈔』に載る(『文筆問答鈔』にも引用される)詩体の分類に関する略頌を次に挙げる。

古調新調并廻文 離合字訓越調等
江南曲體絶句篇 是名同為呂部詩
句題無題非句題 賦物經題山寺會
詠史贈答偶吟等 是名同為律部詩

また『王澤不渴鈔』には詩作の際の調声に関する略頌もある。以下に挙げる。

四二不同二六對 平他聲字避三連
上句終字皆是他 下句終字皆是韻
用連韻時題目句 上下終字同用韻
不用連韻莫用平 每行上句終他聲

これらの例から見る限り、「物書次第」における略頌も『王澤不渴鈔』などの略頌が作成された趨勢を受け、成立したものであろうし、また軌を一にして把握せられるべきであろう。

この後には「拾二門図」とあり語彙の性格毎に「乾坤門」「天象門」等、十二の分類をしてその例を挙げる。これについても何を原拠に持つかは不明とせざるを得ない。さりながら、熟語が全く挙げられないのは特徴的で『平他字類抄』の上巻部分や群書類従本『作文大体』「平他同訓字」などと近似していることが指摘出来るようか。これに次いで「印融御入滅詩歌」あり、印融の辞世の七律と和歌とを収載している。この詩は夙に伊藤宏見氏が考証されている通り^{註7}、三会寺(現横浜市)蔵の「印融尊師乘牛寿像」(江戸時代)にも記されている。それを次に挙げる。

歸敬本初不滅阿
來降此土今還往
命終一念淨土彌
迎臨三尊忽現生
頂戴蓮臺越惡陀
引登月殿座遇極
禮恭稱讚拜諸佛

攝受恒常住快樂

生者不生々滅是不滅々

鎮居阿字臺當聽鏤文説

印融法印大和尚位

皆永正十六

この印融辞世の七律は「物書次第」のものと比して異同が認められ、「物書次第」では第八句に明らかに欠字があるものを補うことも出来よう。また詩の後に付されたものは和歌の翻案と看取されよう。また辞世の和歌については『高野春秋編年輯録』巻第十一に記載がある。異同はないが「有二首」とあることから、他に一首存したことが窺えるが、徴すべき資料がない。

また「拾二門図」と「印融御入滅詩歌」との間に「乃至法界平等利益。抑土砂加持光明供養砌ナレバ等云々」と光明真言土砂加持に關すると思われる記述があるが、これが具体的に何を指すのか不明である。

四

以下は「物書次第」と印融との關係について考察したい。

まずは印融について概観しておきたい。永享七年（一四三五）武州久保（現横浜市）に生まれ、高野山無量光院を再興し、後には關東を中心に活動したと云われ、永正十六年（一五一九）八月十五日鳥山觀護寺または三会寺にて入寂したと伝えられる。伝記として伝わるものは『三宝院伝法血脈』『本朝高僧伝』『高野春秋編年輯

録』などがある^{註8}。著作は膨大で事教両相に亘る教学、悉曇に關するものを始め、文章に關するものも多く著している。殊に文章に關する印融の活動について云うならば『秘鍵文筆鈔』『文筆問答鈔』『訓釈得意抄』の執筆や『三教指帰』『性靈集』の私分文句本の作成、『作文大体』（栗田本）、『塵袋』（東京国立博物館蔵）の書写などが挙げられよう。

さて「物書次第」の冒頭の題下に「印融作少々」とあるが、その明確な区分を本文中ではなされていない為に、何を以て印融の作としているのか判然としない。そこでここでは先述した「物書次第」の中で特徴的な隔句における調声不要と云う説と印融の『文筆問答鈔』における隔句の調声に關する説とを比較検討してみたい。

それでは『文筆問答鈔』の隔句の調声に關する説を次に挙げる。

問。於「隔句」四句平他々平、他平々他調_レ声常法也。然或平他平他調_レ之、他平々々置_レ之、或平々他々置_レ之、他々平々調_レ之、或平平平平置_レ之、他他他他調_レ之。（下略）

（「平他々平事」）

ここでは「平他他平」「他平平他」と云う通行する調声法の他に「平他平他」「他平他平」「平平他他」「他他平平」「平平平平」「他他他他」の六種の調声法も認められることを説いており、下略にした部分に『三教指帰』などからの証左を挙げてその根拠を示している。この説を見る限りにおいて印融の隔句の調声説は従来の二種の調声法以外の六種を認めると云う点で寛容であるようにも思われる。しかし、調声不要を説いているのではない。新たに六種の調声を認めているだけのことである。組み合わせとしては当然この六種以外のものも出来得るが、それらを認めると云う立場のものでは

ない。然れば「物書次第」の調声不要との説とは吻合するものとは云えないのである。

以上述べた点では印融との関係性は認められない。その他の諷誦文、願文に関する事柄においても『文筆問答鈔』では『王澤不渴鈔』の引用を主とし、他に『性霊集』を事例として挙げて内容を補完している。印融説として特徴的なものは積極的に認められないが敢えて云うならば、『性霊集』を証左に用いていることが挙げられようか。この観点で「物書次第」を見ても『性霊集』の引用などが見当たらないことから、印融説との一致点を見出すことは出来ない。その他「拾二門図」や語彙の言い換えに関する事柄が「物書次第」には含まれるけれども、徴すべき資料がない。

印融は『作文大体』の書写なども行っているから、それとの関係は深いものがあることは確かではある。また勿論、未見の資料から印融との関わりを指摘出来る可能性は否めないが、先述したことを踏まえると印融の作またはそれが混入していることは認め難い。然らば、冒頭題下の「印融作少々」とは印融の文章に関する著述を指すものではなく「物書次第」末尾に付された「印融御入滅詩歌」のことを指すものであると解されようか。また一方で、文章家として高名であった印融の撰であることに擬し喧伝する為に、その辞世の詩歌を載せ、題下に「印融作少々」と記したものと推測される。

五

以上、「物書次第」の紹介を兼ねて聊かの考察を試みた。ここに

示したのは管見の及ぶ限りのものであるから、思わぬ誤謬も多からうと危惧する。未詳の箇所や原拠不明の点については後考を俟ち、稿者においても今後調査を進めるつもりである。

註

- 1 小沢正夫氏「作文大体の基礎的研究」『説林』十一号 昭和三十八年九月
- 2 この「諷誦願文表白筆体」については大曾根章介氏が翻刻紹介されている。（『諷誦願文表白筆体』について）『紀要』九十八号（中央大学文学部） 昭和五十六年三月）
- 3 後藤昭雄氏は『東長儀』の例「誦経導師着_レ礼盤、（略）打_レ磬_一度。三礼、打_レ磬_一度。如来唄、打_レ磬_一度。表白。此間、堂達降床、就導師辺、授_二諷誦文_一復_レ座。打_レ鐘_三度、読_二諷誦文_一、打_レ磬_一度。」を挙げられ、法会の実際を踏まえるものと指摘される。（『諷誦文考』『講座平安文学論究』第九輯 風間書房 平成五年十一月）
- 4 註3前掲の『東長儀』の例から、打磬の表現についても法会の儀式を踏まえるものと考えられる。
- 5、6 註1小沢氏前掲論文
- 7 伊藤宏見氏『傳記篇 印融法印の研究』下 私家版 昭和四十六年九十八頁。また同氏は辞世の七律及び和歌一首を書した一軸が即清寺（東京都青梅市）に伝来すると報告されている。尚、「印融尊師乗牛寿像」と紹介されるものは「紙本着色印融像」（三会寺蔵）として、横浜歴史博物館にて平成九年十月に行われた展覧「中世よこ

はまの学僧印融―戦国に生きた真言密教僧の足跡―の図録に写真が掲載されている。

8 印融に関する伝記及びその文筆活動については註7伊藤氏前掲書

(上下冊)及び、小西甚一氏『文鏡秘府論考』(大八洲出版 昭和二十三年)、馬淵和夫氏『日本韻学史の研究』(日本学術振興会 昭和三十七年)、船津富彦氏「文筆問答鈔覚書―特に漢詩論について」(『密教文化』十四号 昭和二十五年十月)、金原理氏「『文筆問答鈔』―その基礎的な問題をめぐって」(『平安朝漢詩文の研究』九州大学出版会 昭和五十六年)、横田光雄氏「印融の文筆活動」(『日本歴史』五九五号 平成九年十二月)などに詳しい。

(翻刻凡例)

- ・本文の表記は原本に忠実であることに努めたが、鉛印の都合上、通行の字体に改めた箇所もある。
- ・振り仮名、送り仮名は原本のままにしたが、返点は私に施した。
- ・改行、改丁は原本のままにした。但し、改丁箇所は「幾丁表(裏)」の如く示す。但し、「物書次第」の冒頭からを一丁とし、『作文大体』全体での丁数は冒頭のみ示す。
- ・明らかに注記であると思われるものは全て少字で示した。
- ・明らかに誤りと思われるものは傍記の括弧内に私意を示した。
- ・便宜上、句点を私に施した。

物書次第 印融ノ作少々

諷誦文折紙申状皆通用也。凡雑筆ニハ有二十

三句大様。或ハ去レ声或ハ不レ去レ声ヲ任レ心有リニ書事一モ。
不レルニハ弃ニ去レ声ヲ事一人ノ漫句乱句何モ宜者也。
漫句ト者無ニ字數一モ。又無ニ字ノ對句一モ。不レ去レ声ヲモ自在
無礙也。

仁和寺圓堂供養願文。紀納言長谷雄
作。

仁和寺ノ内地^他 建ニ八角ノ一堂ヲ長句
「一表(五十二丁表)

奉レ安ニ置界會三十七尊^并 外院天等三摩

耶^一ヲ^{以上彌句} 斯^{スナハチ} 迺^ニ第子^{傍句} 一生瞻仰基^一

三時觀念之所也^{長句}

抑夫^傍 法界皆謂ニ道場一^平 何レノ方カ非ニ修行

地^{マヽ} 地^ニ 他

世間ハ惣為虚偽^{ヲ本} 何處^{マカ} 為ニ常住

栖^一ニ^平 以上平彌句

然而^{傍句} 為暮^レ德^ノ 為戀^レ恩^ノ 平 以上杜句

追ニ山陵之近邊^{ヲ平} 望ニ松植之荒

色^一ヲ^他 以上長句

是猶^{傍句} 思^下古人^ニ慮^{セン}基之側^一ノ意ヲ^{長句以上}

是猶^{傍句} 平ニ于今春ニ如法供養開ニ會一日^一ニ^他

請ニ衆百僧^一ヲ^平 已上繁句 各々^ニ運^レテ心ヲ^平 親^ニ

虚空之月^一ヲ^他 声々^ニ異^レ口^他 任ニセタリ^一 周遍

風^一ニ^平 以上彌句

國王有飛之條^他 黄鳥和之晨^{アシタ} 平

於^{コヽ}是^傍 緇^ニ蘿衣於花間^一ニ^平 混^ニス詞典於声

「二表

裏 他 以上平偏句

將以^レハ驚動^シ諸尊之界^一 他 娛樂^ス諸天隔臨^一 ヲ

弟子^傍 昔^ハ為^二人君^一 ト平 万姓所^レ犯之罪自^ラ歸^レシ

我 二他

今^ハ作^二佛子^一 ト他 一身所^レ修之善盡^ヲ

利^レ他 ヲ平

況^ヤ云^ノ有^レ恩更^ニ亦誰^カ別^レ 他 勢句

厥^ニ四生之類^一 他 被^二一子之悲^一 ヲ平 技句

弟子^某 皈命稽首^ス書物^ヲ可^レ知言^一 コトハ

良^ニ有^レ由哉 勢句 誠哉此言不^レ其

然^一 ヲ乎誠^ニ不^レ美哉當^ニ于此時^一 二他 二勢句

見^レ今^ヲ知^レ古 他 自^レ淺至^レ深 二勢句 得

易^レ失者^ハ時也陵雲之才容石之

身 勢句 文花早^ク凋^シ シカ 言葉何^ニ殘 勢句

山寺^ヲ名^ニ諫若^一 ト云 熟^{トモ} 崛^{トモ} 只寺^{トモ} ト云 禪林^{トモ}

松房^{トモ} ト云 蘭若^{トモ} ト云 梵宇^{トモ} 禪窓^{トモ} トモ 僧閣^{トモ} 尼

院^{トモ} 二云

諷誦^ハ佛布施裹物^ヲ 道^一 二他 二勢句 師請^レ取狀也。

然則諷誦定^テ叩^二鳧鐘^一 ヲ一 聲^ヲ 驚^ニ鵝王^一 ヲ諸尊^ヲ ヲ云

詞^ヲ書載也。 鳧鐘^{トモ} 磬^{トモ} 裏^{トモ} 面^{トモ} カ 云^レ鳧鳥^ヲ 鑄^レ付^ハ

云^ニ鳧鐘^{トモ} トモ 也。 又霜鐘^{トモ} トモ 也。 汧行間^{サヘ} 聲^{マ、ニ} 苦澄

渡^レ云^ニ霜鐘^{トモ} トモ 也。 又打^ニ鳴^{シテ}泗濱^ヲ 驚^ニ トモ 三宝^ノ 諸

尊^ヲ ヲ云也。 大國^ニ ニ 吳山^{トモ} ト山 泗濱石^{トモ} ト云 石^ヲ 取

出^{シテ} 打^レ之。 其響^キ 苦哀^ニ 諸天^ニ 垂^ニ 納受^一 ヲ 影向^シ モ ヲ。 然^レ ハ

「二裏

「三表

「三裏

聲^ノ名^ヲ ハ云^ニ ヘル 泗濱^ノ 一 聲^{トモ} トモ 也。 又叩^ニ テ 九乳^ノ 金磬^一 ヲ 驚^ニ トモ

十方佛陀^ニ ヲ書也。 國^ニ 昔^ニ 犬^ノ 生^{イキタル} 時間^ニ 佛法聲^ヲ

成^ニ ル 金磬^ニ ニ。 犬^ノ 主^ノ 聖人^ニ 夢^ニ 告^テ 云^ク 願^ハ 上人^ニ 此磬^ニ ハ

我身成也。 懸^ニ テ 佛前^ニ ニ 打^給 ハ 我罪滅^{シテ} 遂^ニ 可^レ 成^ニ ニ

佛道^ヲ ヲ云云。 然則如^ニ 夢^ノ 告^ニ 懸^ニ テ 佛前^ニ 打^レ之也。 此

犬^ノ 乳^九 有^故 此磬^ニ 有^ニ 乳^ノ 姿^タ 九^ツ 也。 然間諷

誦扣^ニ テ 九乳^ノ 金磬^一 驚^ニ ニ 十方^ノ 諸尊^ヲ ヲ書也。 又願文^ハ

壇那^ノ 善根^ヲ 書^レ之。 願文^ニ ハ 初^ノ 敬白^ト 終始^ニ 處^ニ ハ 如^レ

件計^リ 書留^也。 諷誦^ニ ハ 如^レ 件^ニ 如^レ 斯書留^ニ 其

下^ニ ハ 敬白^ト 書^レ之。 其次^ニ 年号^ヲ 日付^{シテ} 弟子^何 カシ 佛子

某^{トモ} 書^レ之。 其次^ニ 敬白^ト 書^止 也。

諷誦 ニハ

敬白 諷誦事

三寶衆僧御布施一裏

右大施主姓名孝源^ノ 何カシ。 平^ノ 某。 藤原某。 法^{ナラ} ハ

弟子某。 入道^ニ 沙弥某。 尼^{ナラ} ハ 禪尼某。 女姓^{ナラ} ハ 源氏

平氏藤原氏。 相^ニ 當^{リテ} 誰人^可 何カ 七日忌景^ニ ニ 修^ニ 懇志

善根^ヲ 所^レ 祈^ニ 幽靈^ノ 出離得脱^一 ヲ 也。 然則所^レ 叩者

鳧鐘^ノ 一 聲^所 驚^ニ 三宝境界^一 トモ 也。 魂早辞^{シテ} ニ 五^ツ

有^{昏衢} ヲ 速^ニ 到^ニ ニ 三^ツ 品^ノ 明地^ニ 給^平。 乃至法界

無^レ 光 普預^ニ ラン 利益^一 ヲ。 仍諷誦祈^レ 請^如 レ 件。 敬

白年号月日佛子某敬白。

敬白種々善根事^ヲ 書^者 山寺様家^ノ 儒者

所^レ 咲只如此書也。

敬白 奉^レ 造^ニ 立^何 佛一軀^{トモ} トモ 一 鉢^{トモ} トモ

「四表

「四裏

「五表

奉_レ讀_二誦妙法蓮華經何部_一トモ

奉_レ書_二寫妙法蓮華經何部_一トモ

一日經ナラハ奉_レ頓_二寫妙法蓮華經何部_一トモ
戒開宗陀經等

奉_レ漫_二滿光明真言何遍_一トモ

右相_二當過去慈父_一誰人幽靈何七日ニ修_二レシテ

上件ノ善根_二所資_一彼菩提也。夫以_レ此下ハ

任_二書度樣_一不_レ知_レ聲人不_レ去_レ聲任可_レ書之。

誦誦願文ニ引_二旧物_一替_レ言事云。法性_二言_一書ニ

替真如一。真如ヲハ可相。惡業_二書_一替黑業ト。無明_二ハ可_レ

代_二妄想_一ト。地獄_二ヲハ那落_一書替。六道_二ヲハ六趣_一書替。人

間_二ヲハ人世_一代。天上_二ヲハ雲上_一書替。三界_二ヲハ三有_一書

替。廿五有_二五々_一有_二書替_一。九品_二ヲハ三々_一品_二書替_一。極

樂_二ヲハ安養_一書替樂邦可_レ替也。夫以_レ竊_二以_一書替。

經_二ヲハ金書_一可_レ書也。又向法_二蓮偈_一花文_二トモ玉軸_一トモ

金文_二トモ書也_一。佛_二ヲハ白毫_一金色_二トモ金人_一トモ月輪_二トモ汨須_一トモ

姿_二トモ書也_一。神社ノ名_二ヲハ神社_一トモ松橋_二トモ叢祠_一拍城_二トモ苔

橋_二トモ在_二神社_一物ノ名御子巫_二・錦紙_一錢銀錢幣帛

木綿御注連又社_二云_一粉掄_二砌_一トモ松柏庭_二トモ松老_一タル

地柏幽庭_二トモ云_一。神利生_二ヲハ神德_一トモ靈威_二トモ云也_一。

神御前ノ願書

敬白 何神御宝前

奉_レ懸_二願書_一事

一般若心經何十卷。一何色物等幾數。

右所_レ恃者神德也。所_レ仰者靈威也。然則若

宿願令_二成就圓滿_一給者聊果_二。遂_レ此願_一ヲ可_レ奉_二ニル

「五裏

法樂莊嚴_一。當社權現歟大明神歟者也。爰

和光月朗_二ニシテ_一五衰ノ睡_二リ早_一覺_二同塵_一ノ水潔_二シテ_一ハ三熱ノ

炎速_二消_一凡我願既滿衆望亦足者也。仍立_レ願

之狀如_レ件。

年号月日

物書次第指南抄少々

一去声ト上声ト入声ト三声ヲ云ニ他声ト。平声ヲハ云ニ平

詩_一。誦誦願文等ヲハ平他々平ト去_レ聲ヲ也。

十二月総名

春三月青陽。夏三月朱明。秋三月白藏。冬三

月玄冬。

十二月別名

正月。大簇。三陽。春至。孟陽。初陽。春象。新春。

早春。上月。上春。柳眼。初春。履端。親月。

二月。夾鐘。仲春。仲陽。全月。陽月。星鳥。桃月。

衣更著。花朝。逆暑。青春。賞花。如月。春

中。風暖。

三月。沽洗。季春。季陽。五陽。殘景。光春。惠風。

和氣。辰月。雲風。三春。芳春。春陽。桃浪。

榆雨。弥生。

四月。仲呂。孟夏。首夏。乾陽。六陽。未秋。梅月。

送春。衣薦。金月。正陽。雍夏。更衣。卯月。

五月。仲夏。蕤賓。星火。牛月。炎夏。登來。梅修。

景牛明。炎景。炎節。早苗。

六月。林鐘。溫風。金葉。後伏。旦月。火老。暑霖。

「七裏

「七裏

「八裏

七月。夷則。孟秋。高秋。金神。涼天。中月。風月。

蘭月。上秋。初高。初秋。清太一。

八月。南呂。仲商。商月。日夕。金涼。円月。發月。

西月。仲律。仲月。胡鴈。梁筵。朱賓。定雨。

仲秋。

九月。無射。季秋。暮雨。季商。蕭霜。代月。杪秋。

素月。菊月。玄月。淳秋。白露。素秋。長月。

十月。早月。新月。應鐘。孟冬。陽月。良月。小春。

上冬。應陽。陰天。玄英。初冬。霜寒。雲令。

神無月。早冬。新冬。

十一月。星化。陽復。(黄)苗鐘。仲冬。盛冬。事月。春鐘。冬中。

霜月。

十二月。大呂。季冬。暮冬。餘歲。臘月。殘臘。陽月。

三冬。玄調。急景。曉月。光流。疑寒。歲暮。

寒冬。師馳。

(飛)潤月。正時。餘月。指月。終月。

作文章略頌

一字二字是發句 上三下三是壯句

上四下四是緊句 小五多九是長句

上四下六輕隔句 上六下四重隔句

上四三下七疎隔句 上七下三密隔句

上下平等平隔句 上下不定雜隔句

然則是故是傍句 字調不對是漫句

而已耳等是送句 焉哉呼也是景字

「八裏

拾二門圖

乾坤門。山川溪谷河地峯岳

天象門。雲雨露霧霜等也。

生殖門。松柳梅櫻花葉枝用也。

器財門。金銀珠玉綾羅錦繡

氣形門。人畜鳥獸有情類也。

支脉門。眼胸手足口鼻等也。

食服門。酒餅米飡食等也。

態藝門。歌舞踊躍跳走遊飛

光彩門。青黃赤白黑日月星(前カ)留光映耀等也

時候門。春夏秋冬年月口傳。

數量門。一二三四百千万兩孤多諸

虛押門。尤非(前カ)柳更遙以等也。

乃至法界平等利益

抑土砂加持光明供養砌ナレバ等云々。

印融御入滅詩歌

歸敬シ玉ヘリ本初不滅阿ヲ

命終一念淨心弥マハケシキ

頂載ニ蓮臺ニ越惡陀

禮恭稱讚ノ拜ニ諸佛一ヲ

生ルニモル字ヨリ來レハ死ストテモ

來降此土・今還往

迎臨ノ三尊忽現生ス

引登ニ月殿ニ座ニ愚極ル

摂受恒住快樂

本ノ不生ニカヘリコソスレ

「十表

「十裏

「九表

「九裏

「十一裏

（付記）

本書の翻刻については島原図書館松平文庫に御許可を賜った。ここに付して深甚の謝意を申し上げる次第である。

（おおいし なおかつ・九州大学大学院博士後期課程）